

東京地下鉄株式会社の変電所建設についての陳情

陳情の趣旨

私共は、台東区花川戸1丁目12番で代々履物業を営んでおりましたが、平成28年7月19日に東京地下鉄株式会社（以下東京メトロという）から私共の目の前にある隅田公園に地下鉄変電所を建設する計画説明を受けました。

私見ですが、下町浅草の繁栄は東京メトロさんの大きな協力があったことと感謝をしております。今回の引き込み線路増設や駅のバリアフリー化は大変結構なことでぜひ進めてもらいたいと思います。しかし、変電所を建設することは、東京メトロさんが施設の拡充対策として民間の土地を探して進めることであり、今回の駅改良工事とは別なものです。一度建設されると百年・二百年も撤去できない嫌悪施設として存在することとなります。また、説明会で「東京メトロさんは他で変電所を公園に設置した事例がありますか」とお聞きしたら「無い」とのお答えでした。用地が無いといって公園使用を認めたら都内すべての公園に変電所の設置が可能となります。

都市公園法では鉄道施設の変電所が認められますが、このために江戸通りから地下トンネルを隅田公園まで延長し無理やり鉄道施設にしています。さらに変電所は嫌悪施設であり、私達の資産価値への影響や風評被害も考えられることから、公共の用地を提供して建設することは認められません。当初花川戸公園に計画したものを、反対を受け今回の場所を選定したと聞きましたが、区民、都民や多くの方が利用する公園を利用するのであれば、周辺住民にとっても納得できる場所を選定すべきです。

台東区議会におかれましては、この陳情の趣旨をお汲み取りいただき、下記の内容について東京メトロへのご指導をいただきたく、お願い申し上げます。

- 1 変電所建設は、民間用地を取得して建設してください。
- 2 公園に建設するのであれば、周辺住民の納得が得られる場所に建設してください。

(電磁波の影響が無い様に民家より 150m以上離してください)

平成28年11月14日

台東区議会議長

太田雅久 殿